

# 年金制度が変わりました

厚生年金保険などの年金制度が次のとおり変わりました。

七十歳以上で、会社に勤めてい  
る方は、老齢厚生年金の全額また  
は一部の額が支給停止となる場合  
があります。

七十歳以上の方も厚生年金の適用  
事業所に勤めている場合、老齢厚生  
年金と賃金の合計額が月額四十八万  
円を超えるときは、老齢厚生年金の  
全額または一部の額が支給停止とな  
りました。

昭和十二年四月一日以前に生ま  
れた方は対象となりません。

今すぐ年金を受ける必要のない  
方は、老齢厚生年金を六十六歳以  
降に増額して受けられるようにな  
りました。

六十五歳から老齢厚生年金を受け  
取らず、六十六歳以降に支給の繰り  
下げの申し出をした場合は、そのと  
きから増額された老齢厚生年金を受  
けとることができます。

遺族厚生年金制度が見直されま  
した。

六十五歳以上の方の遺族厚生年金の  
支給方法の見直し

遺族厚生年金と老齢厚生年金等の  
受給権がある六十五歳以上の方は

・自身の老齢厚生年金等は全額支給

・遺族厚生年金は、自身の老齢厚生  
年金等に相当する額が支給停止され  
その差額のみ支給

平成十九年四月一日以前に遺族  
厚生年金を受ける権利を有し、か  
つ、すでに六十五歳以上の方（昭  
和十七年四月一日以前生まれの  
方）は、新しい制度の対象となり  
ません。

離婚時の厚生年金の分割制度が  
導入されました。

平成十九年四月一日以後に離婚し  
た場合に、その婚姻期間中の厚生年  
金の保険料納付記録を、当事者間で  
合意した割合に基づき分割すること  
ができる制度です。

分割を受けた方は、自身の支給開  
始年齢から、分割後の厚生年金の保  
険料納付記録に基づく老齢厚生年金  
を受け取ることができます。

老齢厚生年金を受け取るためには、  
自身の年金加入期間（分割を受けた  
期間を除く。）が、原則二十五年以  
上必要です。

年金分割は原則として、離婚を  
した日の翌日から二年以内に請求  
してください。

問い合わせ先

半田社会保険事務所年金給付課

☎(21)3159

## まちづくり懇談会日程表

行政区	日時	会場
横 萩 松 津	7月2日(月) 午後7時～午後9時	宮津公民館
宮 津 山 田 宮 津 団 地 阿 久 比 団 地	7月3日(火) 午後7時～午後9時	宮津団地老人憩の家
板 福 山 福 住 園 高 福 住 園 高 台	7月5日(木) 午後7時～午後9時	板山公民館
白 白 沢 沢 メ イ ツ 異 ケ メ イ ツ 異 ケ 丘	7月10日(火) 午後7時～午後9時	白沢区民館
高 根 台	7月12日(木) 午後7時～午後9時	高根台集会所
草 木	7月13日(金) 午後7時～午後9時	草木公民館
坂 之 部 卯 之 山	7月18日(水) 午後7時～午後9時	中央公民館本館
阿 久 比 椋 久 比 矢 矢 岡 高 高 岡	7月20日(金) 午後7時～午後9時	勤労福祉センター (エスペランス丸山)
大 植 根 大 植 根	7月24日(火) 午後7時～午後9時	大古根公民館

## まちづくり懇談会を 開催します

町内9カ所でまちづくり懇談会を開催します。  
各地区で皆さんと懇談を行うことで、より良  
いまちづくりを進めていきたいと思ひます。日  
程は右表のとおりです。

どなたでも参加できます。多数の方の出席を  
お待ちしております。

問い合わせ先

企画財政課 ☎(48)111(内204)